

2月19日

○議長（湯之原一郎君） ただいまから、平成27年第1回始良市議会定例会を開会します。
(午前10時00分開会)

○議長（湯之原一郎君） 本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。
(午前10時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において森弘道議員と渡邊理慧議員を指名します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月25日までの35日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は、本日から3月25日までの35日間と決定しました。会期日程は配付しています日程表のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
市長より、始良市新型インフルエンザ等対策行動計画が、市監査委員から、平成26年10月から12月までの例月現金出納検査の結果報告書が提出されております。
また、始良市土地開発公社より、平成26年度補正予算書（第1号）及び事業計画変更と平成27年度予算書及び事業計画書が、公益財団法人始良市文化振興公社より、平成27年度事業計画書及び収支予算書が提出されております。
12月以降の研修視察の受け入れについては、千葉県茂原市議会ほか5市議会と京都府精華町議会の研修視察を受け入れております。
2月12日、議会運営委員会前日までに提出された請願及び陳情は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。また、議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。
これで、諸般の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

平成27年第1回始良市議会定例会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

まず、お手元の資料には掲載しておりませんが、昨日発生しました目木金不燃物捨場における火災について申し上げます。

昨日、18日の午後3時過ぎに上名地区にある目木金不燃物捨場において、場内にある倉庫等を全焼する火災が発生し、消防車両等11台による消火活動の結果、同日午後5時過ぎに鎮火いたしました。幸いに、けが人などの人的被害はなく、また、火災原因等詳細については、本日、警察、消防による実況見分が行われることとなっております。

次に、九州新進株式会社との立地協定調印についてであります。

須崎地区において漬物及び各種食料品の製造販売を行っている九州新進株式会社が、既存工場内における生産設備の増設を行うことに伴い、昨年12月19日に立地協定を締結いたしました。

同社は、昭和52年から旧溝辺町において操業されておりましたが、平成23年に工場機能の拡充を図るため本市に移転されました。

今回の本社工場における生産設備の増設は、大手カップ麺メーカーからのカップ麺用の具材、及び全国各地の学校給食用としての高菜漬けの受注増に対応しようとするものであります。また、今回の増設に伴い、新たな雇用も計画されていることから、地域経済の浮揚・発展に寄与していただけるものと期待しております。

なお、新たな設備の操業は4月からの予定であります。

次に、市ホームページのリニューアル公開についてであります。

去る2月1日に、市ホームページをリニューアルし公開いたしました。

これまで閲覧された方々から、情報がどこにあるのかわからない、見づらい、欲しい情報がないなどの意見が寄せられていたことから、これを踏まえ、デザインの向上、情報の充実、検索機能の強化をテーマに改善したところであります。

今後におきましても、閲覧者への配慮に努めるとともに、始良市に対して興味や関心、親しみを持ってもらえるように、本市の魅力を発信するホームページの構築に努めてまいります。

次に、松原なぎさ小学校施設見学会の開催についてであります。

去る2月14日と15日の2日間、本年4月に開校する松原なぎさ小学校施設見学会を開催いたしました。

同校に登校する児童及びその保護者、並びに地域住民の方々を対象に招待したところ、延べ1,800人の参加者があり、多くの期待の声が聞かれました。

なお、今後の予定であります。4月6日に開校式及び始業式を実施し、翌7日に入学式をとり行います。さらに、5月22日金曜日に開校記念式典を実施する計画であります。

次に、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の設置についてであります。

地域社会の形成、人材の確保、就業機会の創出を一体的に推進するため、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月28日に公布され、同法第10条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を策定することとしました。

市におきましては、国の平成26年度補正予算への対応及び総合戦略等の素案の作成並びに事業進捗、事後評価の管理などについて全庁的に取り組むため、去る2月16日に、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置したところであります。

当該推進本部は、市長を本部長とし、副市長以下、部長等の職員で構成しておりますが、今後にお

きましては、国の助言に基づき、学識経験者等外部委員による（仮称）始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置し、総合戦略等にかかる協議を行っていく考えであります。

次に、さんさ乃湯のリニューアルオープンについてであります。

現在、改修工事を行っております三叉コミュニティセンターの温泉施設、さんさ乃湯については、3月29日曜日の午前10時からプレオープン記念式典をとり行います。当日は、地域住民の方々に対し浴場施設を開放するとともに、無料にて入浴していただく方向で計画しているところであります。

なお、一般供用開始については4月1日を予定しております。

次に、江戸ッ子寿司始良店の閉店に伴う跡地の取得についてであります。

江戸ッ子寿司始良店については、昨年5月末をもって閉店され、その後、本市に対し、その跡地の有効活用を図っていただきたいと、買い取りの相談を受けておりました。

市といたしましては、当該跡地が公用車駐車場に隣接していることから、今後の駐車場不足を解消するために土地開発基金を活用し、跡地を購入することといたしました。土地の引き渡しは、3月末までに行うこととしており、現在、所有者において建物の解体工事が進められているところであります。

最後に、昨日まで行われておりました第62回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会において本市職員の山元城二君が、川薩地区のふるさと選手として出場し、チームの躍進に貢献されました。

さらに、始良市野球場においては、2月初旬から3月中旬まで、昨年よりも1校多い、県外の4つの大学硬式野球部の春季キャンプが行われております。

現在は、全日本野球選手権大会や明治神宮野球大会などで好成績を収めている亜細亜大学硬式野球部が、3月1日までキャンプを行っており、今後、同球場においては、JX—ENEOSや九州産業大学など全国トップクラスの社会人、大学との練習試合が計画されております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

- 日程第5、議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算
- 日程第6、議案第2号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 日程第7、議案第3号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算
- 日程第8、議案第4号 平成27年度始良市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9、議案第5号 平成27年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算
- 日程第10、議案第6号 平成27年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算
- 日程第11、議案第7号 平成27年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算
- 日程第12、議案第8号 平成27年度始良市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13、議案第9号 平成27年度始良市地域下水処理事業特別会計予算
- 日程第14、議案第10号 平成27年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算
- 日程第15、議案第11号 平成27年度始良市土地区画整理事業特別会計予算

及び

日程第16、議案第12号 平成27年度始良市水道事業会計予算

までの12案件を一括議題とし、提案理由の説明と市政に対する市長の施政方針の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

平成27年第1回市議会定例会の開会にあたりまして、市政運営についての基本的な考え方を明らかにいたしますとともに、主要施策と予算の概要についてご説明申し上げます。

まず第1に、市政運営の基本方針についてであります。

平成22年3月23日の合併からまもなく5年が過ぎようとしており、私にとりましても、次なるステップへの新たな施策を打ち出す重要な年でもあります。

そして、第1次総合計画から見ますと、基本計画の後期が始まる初年度でもあることから、これまでの5年間を総括するよい時期であります。

この総合計画は、平成24年度から発効しましたが、これに先立ち、旧町時代に計画された各種事業を継続事業として完成させるため、合併年度の22年度と翌23年度を重点的に取り組んだことが、旧町時代の町民の思いを新市においても施策に反映されるといった安心感を得ることにつながったと考えております。

そして、総合計画の計画期間を通じて重点的に取り組む施策として、重点プロジェクトを定め、平成24年度から26年度までをさらに重点的に取り組むべきものとして、前期戦略プロジェクトを定めました。

重点プロジェクトでは、施策を3つの体系に分類し、進めてまいりました。

1つ目に、総合的な子育て環境づくりの推進として、松原なぎさ小学校や若者定住促進住宅の建設、子育て支援センターの整備、保育所の待機児童解消の取り組み、各種保育サービスの推進、子ども医療費助成の拡充による子育ての費用負担軽減、男女共同参画社会の推進に関する施策を掲げ、これが順調に推移したところであります。

2つ目に、地域の活性化と多様な主体による協働・交流の推進として、地域活性化の推進、高齢者の交流の場づくりの推進、住民ニーズに合った公共交通システムの拡充に関する施策を掲げ、これも順調に推移したところであります。

最後に、安全・安心で、活気のある生活環境づくりの推進として、あいら斎場や消防庁舎の建て替え、防災行政無線の整備、24時間体制で緊急通報体制等の充実、新たな水源確保に向けた調査、始良市土地開発公社との連携による企業誘致や雇用の創出、家庭用太陽光発電システム導入補助制度の創設、スマートインターチェンジの整備、耐震診断補助金及び耐震改修補助金制度の創設などに関する施策を掲げ、これも全て順調に推移したところであります。

次に、前期戦略プロジェクトを定め、直ちに進めなければならない施策として掲げた中で、中山間地域等への転入者や若者定住者への助成、まちおこしに関する企画提案に対する助成、市民農園の整備、プレミアム商品券の発行助成、イルミネーション設置への助成、トライアル・ショップ制の導入、市内周遊観光バス「あいらびゅー号」の運行、新たな特産品開発への支援、各種イベント開催による交流人口増加対策の推進などの施策の実施が順調に推移したところであります。

これらの施策は、始良市地域がこれまで抱えてきた課題を解決し、市という新しい「まち」を形成するために必要なテーマとして掲げたものであります。

これらの施策が順調に進められたことにより、次なるステップへ向け、さらなる施策の推進が図ら

れるということであります。

合併時に策定されました「新市まちづくり計画」には、多様な施策が網羅され、新しい「まち」始良に対する大きな期待が込められました。そして、それぞれの地域に目が向くように、施策の投入範囲を細かく区分し、そのあり方を問いかけるものでありました。

これにより、合併して効率化だけが先行して、中心部より遠く離れた地域から寂れていってはならないという強い思いを感じ取ったところであります。

このことは、第1次総合計画にも引き継がれ、同様の表現がなされ、特定の地域に施策が偏らないように配慮する行政運営の方向性を示すものでありました。

そのため、前期基本計画期間の3年間を含めた合併からの5年間は、概ね、その考え方に沿って施策が進められたと考えております。

その考え方を継続しながら、今後も前期基本計画での結果と現在の世の中の情勢を踏まえ、後期基本計画を策定することといたしました。そして、これに際し、6つの施策の柱を掲げ、今後4年間の行政運営を進めていきたいと考えております。

その1番目が、地域力の強化であります。

地域力の強化は、現在、小学校区単位に校区コミュニティ協議会を設置するために作業を進めておりますが、これは自治会単位よりコミュニティの範囲も広がることから、公助的要素が強くなり、「公的領域サービス」を実施することも多くなります。

しかしながら、これをもって校区コミュニティ協議会が、行政の下請機関との考えが起こるとすれば、私の意図するところではありません。

コミュニティは、個人の自由や人権を尊重しながら、秩序・責務・統合についても理解し、熟慮と議論を繰り返すことで暮らしやすさを形成していくことであると考えております。

このようなコミュニティでは、暮らす人々の人格形成にも影響を与え、人とコミュニティの関係がかけがえのないものとなっていきます。これこそが、地域の力の源となっていくと考えております。

2番目に、子育て支援の強化であります。

本市は、核家族化の問題だけでなく、県央の地であるがゆえに、仕事などの事情もあり、親兄弟から遠く離れて暮らす子育て世代も多いようであります。そうしますと、親などの家族を頼るといった子育てスキームが、容易に描けない状況となってきております。

そのため、子育てを行政や地域が包括して見守り、支援していく体制を構築していかなければならないと考えております。

3番目に、都市計画に基づくまちづくりであります。

国は、「多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を進めていかなければならない。」としております。

始良市は、地政学上のつながりもあり、蒲生、始良、加治木の中心地から放射状に居住拠点が点在していることから、中心地付近に医療・保健・公共施設といった施設が集中している状況にもあります。

そのため、市民生活と行政運営の効率化をまちづくりの中に生かすことができる町の形態をしていることも、コンパクトシティのシステムを取り入れやすいのではないかと考えております。

もちろん、中山間地域におきましては、昔の暮らし方も取り入れながら、環境にも配慮した里山資本主義的な、その地域の特性を生かした暮らしが可能となるようにしていかなければならないと考え

ております。

4番目に、農業生産体制の強化と、新たな産業として6次産業化の推進であります。

6次産業化は、あらゆる産業を「興す」ということであり、そのためには、それにかかわる市民の皆様が英知を結集し、行動していくことが必要であります。

今後、事業計画の段階から行政としても支援をしながら、6次産業が開発され、それが根づくように努めていきたいと思っております。

5番目に、人口移動の活性化であります。

これは、スポーツや文化活動、そして観光を通じて、始良市内で過ごしていただくことが重要であり、新たな交流の機会が今以上にふえ、地域振興につながればと考えております。

さらに、「自ら住んでみたい。」という思いが湧き起こればと考えているところであります。

6番目に、民間の経営感覚を持ち、事業目的の「意図」を自覚した行政運営を行うというところであります。

このことは行政だけのテーマのようではありますが、今後は、市民の皆様がそのような意識を持ちながら、地域経営を進めていけたらと考えているところであります。

以上、施策の柱となるものをお示しいたしましたが、この6つの施策の方向性は、後期基本計画だけでなく、国策として進められる「まち・ひと・しごと創生の地方人口ビジョン及び総合戦略」の策定にあっても、連動していくものと考えております。

これについては、今後どのような形で進めることが効果的であるかを精査しながら、議会での議論等も通じて策定してまいりたいと考えております。

最後に、今回イオンタウンの進出にあたり、市といたしましても、民間との連携による公共サービスの充実を図りたいとして、公設民営のコミュニティFM放送局の整備、パスポートや戸籍証明書などの交付が市役所の閉庁時間に受けられる行政インフォメーションの整備、そして子育て支援策の中心に据えるべき、子育て相談窓口や一時預かりを実施する子育て支援センターの設置を計画いたしております。

これは、従来、行政と民間とのかかわりは、一企業への偏った肩入れのごとく言われた時代もありましたが、現在はPFIなどの制度に見られますように、民間企業との連携により公共施設を整備し、運営するといった新しい公共サービスも進められております。

また、今回の「まち・ひと・しごと創生」におきましても、民間企業の活用・連携は、行政サービスの効率化とサービスの向上のため、新たな取り組みとして推進すべき事項となっております。

このことは、新たな行政サービスのあり方の構築とともに、中心市街地に多くの人が利用する公共施設を集中させる、コンパクトシティ的な考え方に基づく取り組みの一環としても位置づけることができると考えております。

平成27年度以降は、これまで取り組んでまいりました施策の一つ一つが具現化し、市としての形が次々と目に見える形になってまいります。具現化した状況に応じて、市民の皆様にご報告しながら、それらの施策が有効に活用され、効果を発揮するように施策を進めてまいりたいと考えております。

また、今後、市内在住の方々の人材活用の一環として、多くの人と会い、人材が活かされる機運を自らつくっていききたいと考えております。

これらのことを踏まえつつ、引き続き「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」

を進めるため、議会をはじめ市民の皆様と熟考と議論を繰り返しながら、暮らしやすい「まち」の創生に心を尽くしてまいりる所存であります。

次に、主要施策の概要について、「始良市総合計画」の8つの将来像に基づいて申し上げます。

第1は、「市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち」であります。

コミュニティ活動、市民活動の推進のために、校区コミュニティ協議会支援事業としまして、小学校区ごとへの校区コミュニティ協議会の設置を推進し、その協議会の運営支援のための集落支援員、いわゆるコミュニティ支援員を配置します。

空き家等住宅リフォーム支援事業については、空き家等を対象とした改築費用の一部を助成し、空き家等の活用を支援してまいります。

過疎地域ふれあい活性化については、蒲生地域における、市民とNPO法人等による地域活性化のための取り組みを支援してまいります。

また、男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進するために、平成27年度の組織再編により、市民生活部に「男女共同参画課」を新設し、各種事業を展開してまいります。

男女共同参画推進事業については、性別にかかわらず政治的、社会的及び文化的利益を享受でき、そして、ともに責任を担う男女共同参画社会を形成するため、男女共同参画基本計画の進捗管理や啓発を推進してまいります。

女性相談支援事業及びDV被害者支援事業については、配偶者暴力相談支援センターを設置し、女性相談専門員などによる安定した相談体制を維持するとともに、配偶者暴力等の被害者の生活支援の充実を図ってまいります。

さらに、人権教育・啓発事業については、人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進し、自らを見つめ直し、啓発していく活動を推進してまいります。

第2は、「子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち」であります。

昨年の第4回定例会で議決していただいたとおり、平成27年度から「福祉部」を「保健福祉部」に名称変更するとともに、児童福祉課を「子ども政策課」と「子育て支援課」に分離新設し、さらに、市民生活部の「保険年金課」と「健康増進課」を保健福祉部に移管します。

これらの組織再編により、子ども・子育て支援新制度の円滑な事業推進、子育て家庭の支援や子育て環境の整備、母子保健事業、予防接種事業など、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や生活状況に応じた保健・福祉・医療のさらなる充実を図るために、各種事業を計画的に実施してまいります。

子どもの健康の保持及び福祉の増進を図り、必要な医療を容易に受けられるよう子育て家庭を経済的に支援するため、子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業を引き続き実施するとともに、中学生までの医療費助成についても検討を進めてまいります。

昨年、始良公民館内に開設した「あいら親子つどいの広場」については、3歳未満の子どもとその保護者を対象としており、利用された方々からは大変好評を得ているところであります。

一方で、「3歳以上の子どもが利用できる場所を」との要望も多く寄せられていることから、さらなる子育て環境の拡充を図るため、平成27年度、新たに、加治木保健センター内に当該児童や保護者などが利用できる施設を開設することとしました。

子育て基本条例に基づく、家庭教育支援の一策とした子育て手帳については、平成27年度も該当年齢に到達する子どもを持つ家庭に配布することとしております。

また、スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター事業により、地域の人材活用等の連

絡調整を図り、学習支援・環境整備・学校行事などにおける一層の学校支援に努めます。

さらに、中学校区ごとに配置した家庭教育サポーターに、家庭教育学級などの機会を通して、保護者の子育て相談にあたってもらうことにより、より充実した家庭教育支援や子育ての不安軽減に努めてまいります。

第3は、「豊かな人間性を育むまち」であります。

子どもたちの安全・安心な学校教育環境を保持するため、小学校や中学校の施設の補修等を継続的に行ってまいります。

また、給食室別棟の整備により、平成27年度から松原なぎさ小学校、建昌小学校へ給食が行われることに伴い、建昌・帖佐の両幼稚園への給食も開始いたします。

いじめ防止基本方針に基づき、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを進めるとともに、不登校の児童生徒の学校復帰や心のケアのさらなる充実を目的とした各種事業を実施してまいります。

さらに、教育振興基本計画及び子育て基本条例に基づき、「子どもの自立を目指し、社会全体の協働による人づくり」に取り組んでまいります。

家庭・地域と協働した道徳教育の充実や、小・中学校連携による中学校区をブロックとした学力向上アクションプランの推進、科学への興味関心を高めるためスーパーサイエンス総合推進事業、自らの生き方を選択し、実現させていくキャリア教育など、子どもたちの学ぶ力と人とかかわる力を育み、未来を切り拓く自立への教育を学校・家庭・地域・事業所が一体となって実践してまいります。

また、児童生徒の安全確保のため、スクールガード・リーダーを平成26年度から1人増員し、4人の配置により、通学路及び学校内外の定期的な巡回指導を行い、学校安全体制の充実に努めてまいります。さらに、防災教育を含めた安全教育を推進してまいります。

また、歴史を生かした文化の育成を目指し、国の登録有形文化財である「森山家主屋」等の整備に着手してまいります。

さらに、本年開催される「第30回国民文化祭・かごしま2015」については、本市においても3つの主催事業を計画し、白銀坂・龍門司坂・掛橋坂を会場として行う「歩き・み・ふれる歴史の道」、太鼓踊りの競演を行う「郷土芸能の祭典」、詩吟・箏曲・薩摩琵琶・天吹などの演奏を行う「邦楽の祭典」を開催する予定であります。

市民に、文化・芸術に触れ合う機会の提供と市外からの多くの参加者へおもてなしの心により、本市をPRする絶好の機会と捉え、開催準備を進めてまいります。

中央図書館については、平成27年度から開館時間を午前9時からとし、充実した図書館サービスを提供いたします。

平成32年度に本県で開催される第75回国民体育大会に向け、新たな弓道場整備事業及び体育施設備品購入事業を掲げ、各スポーツ施設を拠点としてスポーツの振興、充実を図ってまいります。

第4は、「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」であります。

高齢者福祉については、単身世帯等の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中、高齢者が在宅で自立した生活が送られるように、食生活の改善と安否確認を兼ねた「福祉給食サービス」のさらなる向上を図るとともに、ホームヘルプサービス等の生活援助事業を実施してまいります。

また、緊急通報システムについては、ひとり暮らしの高齢者等が安全・安心を得られるように利用の拡大を図ってまいります。あわせて、地域包括支援センターの機能を活用した「総合相談支援」、

「権利擁護」、「介護予防」の各事業を実施してまいります。

介護保険関係については、新たに策定しました第6期介護保険事業計画に基づき、介護需要の動向に的確に対応しながら、実情に応じた介護給付費等サービスを提供する体制の確保、及び地域支援事業の再構築を計画的に進めてまいります。

また、介護予防ボランティア・ポイント制度の定着を図るとともに、高齢者元気度アップ地域活性化事業に取り組んでまいります。

さらに、認知症対策としまして、認知症サポーター養成講座、徘徊模擬訓練を引き続き実施するとともに、認知症ケアパスの普及啓発に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業を通じて日常生活を支援するなど、各種障がい福祉サービスや相談業務の充実に努めるとともに、就労機会の拡大を図り、社会参加を促進してまいります。

また、今回策定しました第4期障がい福祉計画を着実に実行し、障がい者施策の総合的推進に努めてまいります。

さらに、平成27年度から、聴覚障がい者とのコミュニケーション支援のため、長寿・障害福祉課の窓口到手話通訳者を配置することとしております。

厳しい雇用情勢などを背景として、生活保護の受給世帯数は横ばい状態ではありますが、それぞれの世帯が抱える問題も多様化していることから、面接相談員による他の法律の適用や資産活用等について助言を行いながら、最後のセーフティーネットとしての制度の理解と周知に努めてまいります。

さらに、本年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金等の支援に取り組み、推進してまいります。

社会保障制度の適正な運用を図るために、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療制度の適正な運用と啓発を行うとともに、健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

特に、国民健康保険制度は、国の医療保険制度改革において、財政支援による基盤強化の実施とあわせ、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となって制度の安定化を図ることとされており、これを踏まえた適正な運用を図ってまいります。

健康増進計画「健康あいら21」に基づき、各年代に応じた健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の予防・早期発見、病気の重症化予防に向けて、健康相談、健康教室の充実、がん検診等の受診率の向上、保健師等による訪問指導の充実など積極的に取り組んでまいります。

また、平成26年度から実施している「健康づくりポイント制度～アイラリー」を継続し、健康づくり・疾病予防に取り組む市民を支援し、健康意識の向上に努めてまいります。

夜間初期救急医療体制の整備については、今後も、始良地区医師会をはじめとする関係機関と引き続き協議を行ってまいります。

第5は、「快適で暮らしやすいまち」であります。

昨年も広島の土砂災害や御嶽山火山噴火など、自然災害で多くの尊い命が奪われました。

東日本大震災以降、自然災害に対する対策、対応の充実・強化が図られてまいりましたが、巨大化する台風や短時間に局地的に降る豪雨など、地球温暖化がもたらす異常気象は年々増加し、さらに、今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震や桜島火山爆発などに対しても、その対策や対応を考え

ておこななければなりません。

幸い、本市におきましては、合併後、自然災害による人的被害はありませんが、自然災害に対する住民意識は向上しており、さらなる意識向上のための防災講話や総合防災訓練等を実施してまいります。

また、災害発生に伴う被害者を出さないためには、早目に安全な場所に避難することが肝要であり、そのためには自主防災組織の果たす役割は大変重要であると考えております。今後とも、自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の自主防災組織の充実・強化に努めてまいります。

さらに、避難において支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時には防災関係機関や自主防災組織等と連携して、要援護者の避難支援が行えるよう体制の整備に努めてまいります。

災害時における市民への情報伝達手段の多様化を図るために、公設民営のコミュニティFM放送局の開局に向けた準備を行うとともに、他の伝達手段の充実・強化を図ってまいります。

念願でありました新消防庁舎については、3月20日に完成する予定であり、消防通信システムのデジタル化整備事業も完了することとなり、市民の安全・安心を確保するとともに、市民に開放された親しみのある防災拠点の中核施設として生まれ変わります。

これを機に、高規格救急自動車整備事業、消防施設整備事業、消防ポンプ自動車整備事業など、本市の消防・救急業務のさらなる高度化を進めてまいります。

また、平成27年度、始良市初の女性消防士2人を採用することとなり、市民の生命、財産を守るために、女性の特性を生かしての救急現場などでの活躍を大いに期待しているところであります。

交通安全対策事業については、高齢者や園児、児童・生徒を対象とした交通教室の充実及び登下校時の交通安全指導等を行うなど、関係機関と協力を図りながら交通事故抑止に努めてまいります。

さらに、道路反射鏡、ガードレール、通学路防犯灯の設置など、道路施設や環境の整備を図ってまいります。

土木事業については、県央の交通ネットワーク拠点都市として国道10号白浜地区の4車線化整備、主要地方道「伊集院・蒲生・溝辺線蒲生工区」、一般地方道「十三谷・重富線船津工区」の整備推進など、広域交通拠点都市としての利便性がさらに向上されるように、国や県に強く要望してまいります。

市道整備においては、社会資本整備総合交付金事業の活用による、始良駅前通り線の完成、スマートインターチェンジの整備に伴う鍋倉～触田線、サービスエリア線、また、岩原本通線の木田橋整備、宇都トンネルの用地確保を行ってまいります。

過疎対策事業においては、下久徳・船津線や柘野線の道路整備を行い、地域の特性に応じた生活道路の整備を引き続き推進してまいります。

河川整備事業においては、別府川、網掛川など県管理河川の改修や、寄洲除去などの事業推進を引き続き要望してまいります。また、管理河川については、護岸の整備や河床整理などを行い、災害の未然防止に努めてまいります。

急傾斜地崩壊対策事業においては、漆上地区、鍋倉地区の継続整備や砂防事業による城瀬川の整備を推進してまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業を活用した川畑橋の補修や道路附属物点検、路面性状調査及び補修を行うとともに道路パトロールを実施しながら、側溝整備や舗装補修を行い、適正な市道の維持管理に努めてまいります。

公営住宅建設事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、加治木地区新富住宅の建替事業が既存公営住宅5棟29戸の解体工事が済み、平成27年度は残りの2棟16戸の解体工事と敷地整備工事を行うこととしており、次年度以降、鉄筋コンクリート造2階建て2棟24戸の市営住宅を整備いたします。

また、山田地区の定住促進住宅建設事業については、借上型市営住宅建設認定事業者により、鉄筋コンクリート造3階建て5棟30戸を建設しているところであります。

なお、入居については、児童・生徒を有する若い世帯が入居しやすい方法で、第1回目の募集を山田小・中学校の1学期の始業に合わせて行うこととしており、住宅の入居及び借り上げ開始は8月からを予定しております。

都市計画については、一体的なまちづくりを行っていくために、旧町単位で定められている都市計画区域を統合するとともに、都市計画マスタープランに基づき、今後の社会情勢の変化を見据えて、良好な都市環境の形成と適切な土地利用の誘導が図られるよう用途地域の見直しに取り組んでまいります。

街路事業については、社会資本整備総合交付金事業を導入し、市街地の骨格を形成する主要な都市幹線道路として、都市計画道路森山線と松原線の道路整備を推進してまいります。また、岩原地区における交通環境を改善するため、新規道路の整備に取り組み、道路網の充実を図ります。

公園事業については、地域住民に憩いと交流の場を提供する身近な公園として須崎公園の整備に取り組んでまいります。

上水道事業については、安定した飲料水の供給のために原水確保事業及び老朽管更新事業としまして、水道ビジョンに基づき、安全・安心な水の確保と安定供給を図ります。

簡易水道施設管理事業及び飲料水供給施設管理事業については、簡易水道等の安定供給を推進するため給水施設を整備します。

下水道事業については、施策の促進のために、地域汚水施設管理事業及び農業集落排水事業としまして、地域下水処理施設や農業集落排水処理施設等を活用し、排出汚水の浄化を進めるなど、水質保全を推進してまいります。

あいら斎場施設整備事業については、安らぎと尊厳を感じる新しい施設を待ち望む市民の負託に応えるために、新しい斎場の建設に向けて取り組んでまいります。平成27年度は県との事前協議を踏まえ、市都市計画審議会を経て、火葬場実施設計の作成、火葬炉の選定及び周辺道路の整備を進めてまいります。

第6は、「地域資源を活かした活力ある産業の育つまち」であります。

農業・農村の活性化に向けた取り組みとして、国の進める青年就農者への支援による担い手確保対策とあわせて、市独自の新規就農者や認定農業者への支援事業の継続、農村を支える集落営農の組織化や法人化など、農業・農村の活性化の基盤である人づくり、組織づくりを行い、農地の有効活用や農業経営の効率化を進める担い手農家への農地の集積・集約を推進しながら農業の振興を図ってまいります。

また、有機農業や耕畜連携等の環境保全型農業による安全・安心な農産物の生産推進、地域農林水産物を活用した生産・加工・販売までの総合的な組み合わせによる6次産業化への開発、製造への取り組みの支援を行うとともに、物産館建設に向けた調査検討を進めてまいります。

農業農村整備の面では、農村振興総合整備事業を導入し、船津・春花地域においては集落道路整備

を、加治木地区においては用排水施設整備を実施します。蒲生地区においては中山間総合整備事業を導入し、農道及び集落道路整備並びに用排水路整備によるパイプライン化を、また米丸地域においては農業競争力強化基盤整備農地整備事業を導入しパイプライン化に向けた整備を実施いたします。さらに、上名地区においては用排水路施設整備事業を導入し、幹線用排水路のトンネルの改修を継続して実施し、生産基盤整備及び農村集落の生活環境整備を推進してまいります。

近年拡大している鳥獣被害対策に努めるとともに、森林整備計画や森林経営計画制度に基づき、森林の持つ公益的機能を維持向上させるため、国・県等の補助事業を十分に活用し、間伐や路網の整備など適正な森林整備を推進します。

また、公共施設等の木造・木質化や木質バイオマスの原料に、地元木材を積極的に利用するよう進めてまいります。

水産振興については、漁業の活性化を図るため種苗放流や魚礁設置等の漁場の整備、アサリやアオサ海苔養殖など、水産資源の保護育成への取り組みを支援してまいります。

さらに、漁港の環境整備を進めるとともに、藻場・干潟の再生と保全のための事業も継続して支援してまいります。

商工業の振興策については、中小企業、とりわけ小規模事業所にとっては大変厳しい状況が続いております。このような状況を踏まえ、地元商工業のさらなる育成・振興・発展を図るため、現行の商工業育成補給補助金交付要綱の見直しを行い、制度の拡充を図ってまいります。

観光地の整備については、掛橋坂の駐車場・トイレを始め、花園寺跡庭園、重富海岸周辺の駐車場を整備し、観光地の付加価値を高めることによる交流人口の増加を図ってまいります。

また、昨年設立した三州同盟会議による事業化も行い、広域的連携をさらに進め、島津義弘公没後400年に向けた顕彰事業に取り組んでまいります。

第7は、「環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち」であります。

環境に優しい循環型社会を構築するために、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、低炭素社会構築の一環として地球温暖化対策も推進してまいります。

水環境の保全を図り、錦江湾奥に位置する自治体の責務を果たすための水質保全の環境整備への取り組みとして、地域再生計画に基づく基盤強化交付金等を活用した集合処理と合併処理浄化槽への新設・切り替えを推進してまいります。

また、平成27年度から同交付金を活用し、深水・豊留地区を対象とした農業集落排水事業山田2期地区の整備を行い、地域の状況と経済効果を見ながら効率よく進めてまいります。

さらに、循環型社会の構築を図るため、ごみの減量化、リサイクルによる資源の再利用や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅用太陽光発電設置に対する補助を行ってまいります。

あいらくリーセンセンターについては、環境処理施設の民間活用化を踏まえ、本年4月から性能発注による長期包括運営管理委託へ移行することとしております。これにより、民間の技術とノウハウを享受し、老朽化する設備の更新や突発的なトラブル等のリスクにも迅速に対応できることから、さらなる安定稼働が期待されます。

また、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮していただき、民間による運転管理と行政による業務監視との役割分担の明確化による客観性が高められ、業務の質の向上と効率化が可能になると考えております。

さらに、今後、民間による処理工程の見直しと新技術について、汚泥発生量の削減など環境にも十分配慮した設備の導入の検討も予定されております。

第8は、「経営感覚を持った行財政運営のまち」であります。

始良市誕生5周年記念事業については、本年5月16日土曜日に市制施行5周年記念式典を加音ホールにおいて挙行し、その中で始良市民歌と始良音頭の披露、市民表彰等の授賞式や記念講演会を開催することとしております。

また、市制5周年記念切手の発行や市のPRビデオの制作も計画しているところであります。

この節目にあたり、本市誕生からの5年間の歩みを振り返り5周年を祝うとともに、未来へ向け市民が一体感を抱き、地域が活性化するよう機運の醸成を図ってまいります。

また、安定した自治体経営を推進するために、市政の拠点となる庁舎建設のあり方の検討を行ってまいります。市政を円滑に推進するためには、市民の皆様と情報を共有し、理解と信頼を得ることが大切であり、市民とのコミュニケーション機能を担う広報広聴は、市民と市政をつなぐ架け橋として重要な役割を果たすものだと考えております。

行政情報をはじめ、市の魅力や特徴を広く伝えることを意識した広報活動に取り組み、広報紙やホームページの拡充による質の高い情報発信、報道機関とのさらなる連携を図り、市民の皆様との情報の共有を積極的に進めてまいります。

総合計画の後期基本計画に基づき、市民満足度調査や意見交換会などにより市民の声を収集するなど、新たな施策形成に向け、各施策の検証を行います。

議場システム改修事業については、議場内の音声録音システムをアナログからデジタルへ変更し、あわせて議会の透明性を図るための施策が検討されております。

安定した行財政運営の推進については、市民サービスを安定的に提供するため、行政改革大綱に基づく行政改革大綱実施計画を着実に実施します。

収納対策事業については、コンビニ収納など納税者の利便性向上を図り、納付しやすい環境づくりを推進してまいります。

次に、平成27年度予算の基本方針についてであります。

国は、平成27年度の予算編成基本方針において、社会保障費の増加、名目経済成長率の低迷などにより、財政状況は大幅に悪化して極めて厳しい状況にあるとした上で、社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たし、魅力ある「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げるとともに、国と地方を合わせた基礎的財政収支を32年度までに黒字化するという目標の達成に向けた具体的な計画を27年の夏までに策定するとしております。

一方、県は、高齢化の急速な進行や医療費の増加により扶助費が引き続き増大する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれていることから、今後も厳しい財政状況が続くものとしており、平成27年度予算編成においても行財政運営戦略を踏まえた行財政構造改革に引き続き取り組み、「力みなぎる・かごしま21世紀・新たな未来の創造」の実現に向けた予算編成が行われているところであります。

本市におきましては、国・県の財政健全化計画や新しい政策に対して迅速な情報収集に努め、柔軟に対応しつつ、平成27年度の予算編成については、これまで以上のコスト意識のもと、社会経済情勢の変化に対応した真に必要と認められる行政需要に対応し、重点的かつ効率的な施策の展開に努めるべく、第5次実施計画に沿って進めてまいりました。

次に、平成27年度予算の概要についてであります。

さて、本市の平成27年度一般会計予算の特徴についてであります。26年度当初予算は、いわゆる骨格予算であったため、6月補正予算後の数値と比較して申し上げます。

歳入面では、その根幹をなす市税について、前年度比1.4%減の65億2,127万3,000円を計上し、一般財源の不足には財政調整基金など目的に応じた基金の繰入金などで対処いたしました。このことは、近年続く医療給付費をはじめとする扶助費の大幅な伸びに対応するほか、総合計画に基づく事業を計画的に推進するためであります。

歳出面では、社会保障費の継続的かつ急速な伸びなどにより民生費が1億5,651万2,000円の増となったものの、平成26年度において、松原なぎさ小学校、消防庁舎、小学校給食室別棟など多額の事業費を伴う建設事業がありましたことから、前年度と比較して33億8,389万9,000円、10.7%の減額となりました。

始良市誕生5周年記念事業、花園寺跡庭園復元事業、あいら斎場施設整備事業、掛橋坂整備事業、国民文化祭・かごしま2015事業、須崎公園整備事業などの新規事業をはじめ、校区コミュニティ協議会支援事業、子育て支援事業、障害者自立支援給付事業、道路新設・改良事業、土地改良事業、消防庁舎訓練塔整備事業、スーパーサイエンス総合推進事業などを主なものとして、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を基軸とする予算編成を行いました。

その結果、平成27年度始良市の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283億800万円であり、前年度と比較して10.7%の減となりました。

歳入構成比については、自主財源が全体の32.1%の90億9,027万円で、依存財源が67.9%の192億1,773万円であります。

また、歳出構成比で性質別に申しますと、扶助費、公債費などの義務的経費は全体の60.2%の170億2,764万9,000円、普通建設事業費などの投資的経費は7.9%の22億3,688万5,000円で、物件費、繰出金などのその他の経費は31.9%の90億4,346万6,000円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定予算については、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び被保険者の健康の向上に寄与をすることを目的に、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行ってまいります。

本市の国民健康保険事業を取り巻く情勢としましては、被保険者の高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費がさらに増大して国保財政が逼迫し、近い将来、被保険者に負担増を求めざるを得ない状況に陥ることが予想され、危惧しております。このような状況から、平成27年度も歳入確保対策及び医療費の適正化対策に向けた取り組みを強化してまいります。

具体的には、歳入確保対策として、国民健康保険税未納者に対し資格者証及び短期被保険者証を発行し、公平性の確保に努めます。

また、医療費適正化対策として特定健診受診率向上対策、健康教室の充実、人間ドックなどの受診に対する助成といった疾病予防に重点を置いた保健事業の充実を図ります。

あわせて、国保だよりなどを通じた広報を初め、レセプト点検、糖尿病重症化予防対策、ジェネリック医薬品の利用促進、保健師の訪問による重複・頻回受診者指導、医療費通知などに積極的に取り組みながら医療費の適正化に努めてまいります。

その結果、平成27年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108億1,140万円であります。

国民健康保険特別会計施設勘定予算については、北山診療所及び各出張診療所を運営しており、地域に溶け込み、地域の方々に親しまれる医療機関として、診療はもとより疾病予防や健康管理事業を実施し、地域住民の健康増進に寄与できるように取り組んでおります。

平成26年度におきましては、7月末に常勤医師の退職がありました。僻地医療の存続を図るべく、緊急措置として医療機関との業務委託による医師派遣により一般外来診療を継続したところであり、

平成27年度予算におきましても、僻地医療の継続を図るために必要な経費を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,120万円であります。

後期高齢者医療特別会計予算については、高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費に要する費用の適正化を図り、高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう所要の事業を行っております。

具体的には、県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、長寿健診の受診費用、重複・頻回受診者指導、人間ドックなど各種ドック受診に対する助成などの費用を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,600万円であります。

介護保険特別会計保険事業勘定予算については、これまでの給付実績を踏まえ、平成27年度の介護サービスの見込みを推計した上で、主に要支援者及び要介護者が安定した日常生活を十分に営むために必要な給付の提供に係る経費と高齢者を対象とする介護予防として実施する地域支援事業に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億3,222万6,000円であります。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算については、介護認定において要支援1及び要支援2と認定された高齢者への介護予防サービス計画を作成する指定介護予防支援事業所としての運営を維持するために必要な経費を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,110万1,000円あります。

簡易水道施設事業特別会計予算については、6地区の簡易水道事業及び5地区の飲料水供給施設の適正な維持管理を行い、市民へ安全・安心でいつでもおいしい水を供給することにより、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的としております。

平成27年度は施設の維持管理に要する経費のほか、複式簿記による公営企業会計に統合するための基礎資料となる資産台帳作成業務委託料と起債償還のための公債費などを計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,922万8,000円あります。

農業集落排水事業特別会計予算については、農業用排水路の水質保全や農村環境の改善を図り、住みよい清潔な環境を確立するため、農業集落排水事業を行っております。

平成27年度は処理施設の維持管理等に要する経費のほか、深水、豊留地区を対象とした山田2期地区の拡張工事のための測量設計委託料と起債償還のための公債費を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,471万8,000円あります。

地域下水処理事業特別会計予算については、加治木町新生町処理施設及び始良ニュータウン処理施設の維持管理に要する経費であります。

平成27年度は処理施設の維持管理等に要する経費等を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,010万2,000円あります。

農林業労働者災害共済事業特別会計予算については、農林作業中に不慮の事故や災害に遭われた方を救済する事業として、補償経費のほか、運営審査委員会経費などを計上し、歳入歳出予算の総額は、

歳入歳出それぞれ203万9,000円であります。

土地区画整理事業特別会計予算については、前年度繰越金と一般換地の徴収清算金を一般会計へ繰り出すための経費を計上し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000円であります。

最後に、水道事業会計予算については、経費節減に努めながら、安全・安心でいつでもおいしい水の安定した供給と各施設の適正な維持管理に努め、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的としております。

また、水道事業については、効率的な水道事業を行うため、平成27年度の事業予定量を給水栓数3万4,200栓、年間総給水量769万5,100m³、1日平均2万1,025m³を見込み、事業に要する経費と施設の整備、更新に要する経費を計上しました。

収益的収入及び支出予算における収入については、給水収益を中心に収入総額13億2,057万9,000円を見込んでおります。

支出については、水道事業の経営に必要な人件費、維持管理費等の経費10億3,870万6,000円を計上しました。

収益的収入及び支出予算の収支については、消費税抜きの純利益が2億4,563万8,000円になる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出予算の収入については、企業債の借入金1億5,000万円のほか、工事負担金及び繰入金などの1億5,500万1,000円の計上であります。

支出については、市道の仮屋園線、春花・脇之村線、県道浦蒲生線等の配水管布設及び布設替工事、蒲生地区中迫配水池築造に伴う電気設備等の附帯工事、重富配水池造成工事及び企業債償還金などで8億4,542万2,000円を計上しております。

なお、6億9,042万1,000円の収入不足となりますが、この不足については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金などで補填いたします。

以上、平成27年度の市政運営の基本方針、主要施策の概要、予算の基本方針及び予算の概要について述べさせていただきました。

これによりまして、提案しております議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算から議案第12号 平成27年度始良市水道事業会計予算までの提案理由といたします。

なお、それぞれの予算の詳細につきましては、配付しております予算概要説明書に記載しておりますので、参照くださるようお願いいたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆様、議員の皆様への市政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願いいたします。平成27年度の施政方針といたします。

○議長（湯之原一郎君） 施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま施政方針並びに平成27年度予算関係議案12件について提案理由の説明が終わりました。各案件の処理は、3月2日、3日の会議で行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は、3月2日、3日の会議で処理することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。11時30分に再開します。

(午前11時18分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時28分開議)

○議長（湯之原一郎君）

- 日程第17、議案第13号 始良市公有財産管理委員会条例制定の件
日程第18、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件
日程第19、議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
日程第20、議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件
日程第21、議案第17号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件
日程第22、議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件
日程第23、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件
日程第24、議案第20号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件
日程第25、議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件
日程第26、議案第22号 始良市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の件
日程第27、議案第23号 始良市スポーツ推進審議会条例制定の件
日程第28、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件
日程第29、議案第25号 始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件
日程第30、議案第26号 始良市給水条例の一部を改正する条例の件
日程第31、議案第27号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
日程第32、議案第28号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第6号）
日程第33、議案第29号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
日程第34、議案第30号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）
日程第35、議案第31号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第36、議案第32号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）
日程第37、議案第33号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）
日程第38、議案第34号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）
日程第39、議案第35号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第40、議案第36号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第41、議案第37号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第42、議案第38号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第43、議案第39号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件
日程第44、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件

及び

日程第45、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件

までの29案件を一括議題とします。

各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今定例会に提案しております議案第13号から議案第41号までにつきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号 始良市公有財産管理委員会条例制定の件について申し上げます。

公有財産は市民共有の財産であり、適正な維持管理を行うとともに、厳しい財政状況の中にあつて市行政をより効率的に推進していくためには、資産経営の視点に立って、全庁的に積極的な有効活用を図っていく必要があります。

本件は、本市が所有する公有財産の適正な処分及び未利用地等の有効活用と新たな財源確保の観点から、処分、貸し付け等を積極的に推進することに関して、公平、公正な視点から調査、審議していただくため、公有財産の経営管理に関し専門的な知識を有する方々で組織する委員会を設置するものであります。

次に、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について申し上げます。

全国的にも課題となっておりますが、本市の公共施設の多くは高度経済成長期以降に建設された建物であり、近い将来に次々と建て替え時期を迎えようとしております。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、人口が減少し、財政的にも厳しさが増すことが予想される中、老朽化が進む本市の公共施設を、将来にわたり持続可能な量と質へと転換し、時代の変化に応じた行政サービスを維持していく必要があります。

本件は、効率的で適正な公共施設配置の実現のための方針を示した「公共施設再配置基本計画」の策定等に関して、中長期的な視点から調査・審議していただくために、施設の経営管理に関し専門的な知識を有する方々で組織する委員会を設置するものであります。

次に、議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の件について申し上げます。

本件は、昨年の第4回定例会で議決していただいた始良市部設置条例の一部改正による組織機構再編を平成27年度から実施するため、関係する附属機関の所管課等について所要の改正を行うものであります。

内容については、男女共同参画推進審議会の所管課を「企画政策課」から「男女共同参画課」に、交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会の所管課を「危機管理課」から「男女共同参画課」に、健康づくり審議会及び予防接種健康被害調査委員会の所管部を「市民生活部」から「保健福祉部」に、子ども・子育て会議の所管課を「児童福祉課」から「子育て支援課」に、それぞれ移管する改正を行うものであります。

次に、議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件について申し上げます。

本市におきましては、合併前から3町ともに、行政ニーズの多様化などにより業務量が増大したときには、臨時職員を任用することにより対応してきたところであります。

しかしながら、その結果として、臨時職員の中には通算の任用期間が長期にわたるケースもあり、

勤務条件等の整備が課題となっておりました。この課題を解決していくために、平成28年度から一般職非常勤職員制度を導入し、こうした臨時職員を一般職非常勤職員として任用することで、地方公務員法に沿った運用を行うものであります。

また、一般職非常勤職員等の報酬、賃金や休暇などの給与、勤務条件等を条例等で規定することにより、市民に対しましても、公正性、透明性の高い運用が可能になるものと考えております。

さらに、本条例では、地方公務員法第17条の規定に基づく「一般職非常勤職員」と、同法第22条第5項の規定に基づく「臨時的任用職員」の任用について規定をしております。

両者の違いで主なものを申し上げますと、まず、任用期間については、一般職非常勤職員は最長1年とし、臨時的任用職員は最長6か月としております。

また、臨時的任用職員は6か月を超えない期間で1回の更新を行うことができますが、一般職非常勤職員は、基本的には上限回数制限はなく、客観的な勤務成績等の実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとしております。

今回の一般職非常勤職員制度の導入による処遇改善については、給与面では、時間額・日額・月額報酬を採用することで給与の安定化が図られるものと考えております。

また、休暇のうち年次有給休暇については、これまでは6か月間継続勤務した後に付与してまいりましたが、平成28年度からは採用時に付与する方向で検討してまいります。特別休暇についても、子の看護休暇や介護休暇など社会生活上必要な特別休暇の種類をふやす方向で検討してまいります。

本条例の施行期日は、平成28年4月1日としておりますが、27年度におきましては、その準備、周知期間として位置づけており、現在任用している臨時職員等への説明及び任命権者間での協議を行ってまいります。

なお、報酬額や休暇等、その具体については規則等で規定することとしており、広く市民の皆様にも周知してまいります。

次に、議案第17号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

今回の改正は、別表第1の「支給の別」の欄を削るなどの表示を統一するため、同表の全部を改正するものであります。

また、新たに追加するものとしましては、議案第14号の始良市公共施設再配置検討委員会委員の報酬額であり、大学教授を日額1万8,000円、大学教授以外の者を4,400円と規定しております。

さらに、外国語指導助手、国際交流員、障害者自立支援審査委員については、現在、就任していないことから、削除することとしました。

なお、今後、これらの役職について設置する必要がある場合には、その他の特別職非常勤職員の項に基づき、月額41万円、または日額1万5,000円以内で、市長が定める額を適用して任用することとなります。

次に、議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容については、同法において改正等がなされた行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めについて、本市の条例にも同様に規定するものであります。

次に、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件に

ついて申し上げます。

本件は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容については、同法の改正に伴う引用条項の表記の整備を行うものであります。

次に、議案第20号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律のほか、関連する政省令が、本年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正にあたりましては、この議案の本則において、始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を、また、附則第2項から附則第4項までにおいて、始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例など、4件の条例を一括して改正するものであります。

主な内容については、当該法令の改正に基づき、サービスの用語である「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、また、登録定員等に係る規定を、さらに介護保険法の改正に伴う引用条項の表記の整備等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

本件は、平成24年3月に策定しました第5期介護保険事業計画及び老人保健福祉計画について、3年ごとに見直しを行うことに加え、介護保険法施行令ほか、関連する政省令が本年4月1日に施行されることに伴い、第1号被保険者の保険料額及び保険料率に関する基準の段階等について改正するものであります。

内容については、当該政省令の改正に伴い、保険料率に関する基準を6段階から9段階までに改めるとともに、平成27年度から29年度までの第6期事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料率については、第5段階を年額6万1,800円、月額5,150円に改正するものであります。この額を基準として、第1段階から第6段階までの額をそれぞれ改定し、新たに第7段階から第9段階までの保険料の額を定めるものであります。

なお、第3条に第2項を加える改正規定については、根拠となる政令が今年度中に閣議決定され公布される見通しであることから、規則で定める日から施行するものであります。

また、附則第3項から附則第5項までの介護予防・日常生活支援総合事業等の導入時期に係る経過措置であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条において、猶予期間が規定されており、本市におきましては、平成28年度または29年度から当該事業等を導入するため、所要の経過措置を設けるものであります。

次に、議案第22号 始良市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

北山診療所については、昨年7月末に常勤の医師が退職して以来、緊急措置として県内の2つの医療機関に業務を委託し、医師の派遣を受けながら一般外来の診療にあたっております。市といたしましては、関係機関にも働きかけ、継続して常勤医師の確保に努めているところでありますが、全国的にも医師不足は深刻な問題であり、大変難しいことが予想されております。

本件は、こうした現状を踏まえ、今後も業務委託による医師派遣により、診療業務を継続してできるように所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 始良市スポーツ推進審議会条例制定の件について申し上げます。

本件は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、本市のスポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるために設置するものであります。

現在、教育委員会におきましては、第1次総合計画の基本計画において、今後のスポーツ振興のあり方について、基本施策の方向性をお示しし推進しているところであります。

今後、ますます多様化する市民ニーズに応えるため、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツの推進体制の強化、競技力向上を図るための諸施策などを調査審議するため、専門的知識を有する方々で組織するスポーツ推進審議会を附属機関として設置するものであります。

次に、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件について申し上げます。

松下文庫基金については、図書の購入、その他青少年の健全育成を図るために、故松下武二氏からの寄附金をもとに、平成7年から旧加治木町において運用し、合併後においても基金300万円を引き継いだものであります。その後、加治木図書館の図書の購入に充てるための特定財源として、平成24年から基金を取り崩してまいりましたが、今年度末をもって当該基金残高がなくなることから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第25号 始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。

本件は、合併前の地域ごとに認可されていた3地域の水道事業を一本化するため、県知事に対し、始良市水道事業の経営認可申請をし、平成26年12月1日付で認可されたことを受けて、34年度を目標年度とした認可申請に基づき、別表において、給水人口を7万2,500人に、1日最大給水量を3万3,900m³にするなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第26号 始良市給水条例の一部を改正する条例の件及び議案第27号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については、関連がありますので一括して申し上げます。

合併協議の際に、上水道の水道料金等については「5年以内に統一する」とし、また、簡易水道事業及び飲料水供給施設の水道料金等については「新市において調整する」としていたことから、昨年8月に、民間企業等の代表者、学識経験者等の外部委員で構成した「始良市水道事業及び簡易水道事業等に係る水道料金等統一に関する検討委員会」を設置し、同年12月まで、市民サービスの公平性を確保するため、公正・妥当な料金等について検討していただきました。

市といたしましては、当該委員会での意見等を踏まえ、上水道及び簡易水道事業等の水道料金並びに給水負担金について統一を図るために所要の改正を行うものであります。

また、簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例第33条の規定による事業負担金については、蒲生地区のみが対象となっていたことから、料金の統一及び公平性を図る観点から、同条を削除するものであります。

なお、施行期日については、水道料金等及び給水負担金の統一に係るものについては、市民の周知期間並びに料金システムの改修等を考慮しまして、平成27年10月1日からとし、簡易水道事業等の事業負担金を削除する規定については、同年4月1日から施行するものであります。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。午後からの会議を1時10分からとします。
（午前11時48分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
（午後1時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） 引き続き提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

次に、議案第28号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び実績見込みによる追加並びに不用額の減額などが、主なものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正について、款ごとに歳出の主な補正内容を申し上げます。

議会費については、議員の費用弁償、議会だよりの印刷製本費などの不用額が主なもので、679万5,000円の減額であります。

総務費については、庁舎建設基金積立金の追加並びに、市長、市議会議員選挙費用、自治会活動交付金及び文化会館設備修繕料などの不用額が主なもので、5,590万4,000円の減額であります。

民生費については、障害者自立支援給付費、重度心身障害者医療費など扶助費の不足見込み額並びに臨時福祉給付金、後期高齢者広域連合負担金及び私立保育所措置費などの不用額が主なもので、2億9,097万9,000円の減額であります。

衛生費については、塵芥収集業務委託料、平成26年度から長期包括運営管理委託を実施した、あいら清掃センター及びあいらクリーンセンターの維持管理経費などの不用額が主なもので、1億1,240万1,000円の減額であります。

労働費については、県起業支援型地域雇用創造事業費補助金を受けて実施した、コミュニティビジネス開発事業の不用額が主なもので、608万円の減額であります。

農林水産業費については、国の補正予算を受け、平成27年分を前倒して給付する、青年就農給付金の追加並びに農村振興総合整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業及び公団造林整備事業の不用額が主なもので、4,844万7,000円の減額であります。

商工費については、企業立地促進事業及びあいらびゅー号、運行委託事業の不用額が主なもので、1,193万4,000円の減額であります。

土木費については、県道伊集院・蒲生・溝辺線改良工事に伴い、蒲生中央公園隣接地を購入するための土地購入費及び街路松原線・森山線整備事業にかかる土地購入費の追加並びに社会資本整備総合交付金事業、過疎対策事業、一般単独道路整備事業などの道路新設改良事業経費の不用額が主なもので、1億9,550万3,000円の減額であります。

消防費については、常備消防施設整備事業及び消防通信システムデジタル化整備事業の不用額が主なもので、1億396万3,000円の減額であります。

教育費については、松原なぎさ小学校施設整備事業及び幼稚園就園奨励費補助金の不用額が主なもので、4,636万7,000円の減額であります。

災害復旧費については、災害復旧工事費の不用額が主なもので、210万1,000円の減額であります。

公債費については、償還利子の不用額で、1,434万円の減額であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は8億9,481万4,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は313億4,194万2,000円となります。

この財源といたしましては、10ページから32ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金、繰入金、市債の減額などで対処いたしました。

次に、6ページの第2条、繰越明許費について申し上げます。

事業の進捗状況など、当該予算成立後の事由により、翌年度に事業完了となる社会資本整備総合交付金事業、橋りょう維持整備事業など、8事業について、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、7ページの第3条、地方債補正について申し上げます。

地方債補正については、各種事業費の増減に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第29号 平成26年度始良市国民健康保健特別会計事業勘定補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、保険給付費及び保険事業費等の不用見込み額並びに共同事業拠出金等の不足見込み額を計上いたしました。

歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書19ページからの保険給付費1億630万の減額は、不用見込み額の減額であります。

25ページの共同事業拠出金1,320万6,000円の追加は、本年度の拠出金額の確定に伴うものであります。

26ページからの保健事業費2,100万5,000円の減額は、実績見込みに基づく不用見込み額の減額であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は1億2,050万9,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は97億7,176万6,000円となります。

この財源といたしましては、6ページから14ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金及び県支出金の減額並びに療養給付費等交付金、高額医療費共同事業交付金及び繰越金の追加などで対処いたしました。

次に、議案第30号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、診療所医師等の退職に伴う人件費の不用見込み額の減額が主なものであります。

歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書8ページからの総務費1,699万8,000円の減額は、診療所医師及び看護師長の退職に伴う人件費の減額が主なものであります。

10ページの医薬費550万3,000円の減額は、医薬材料費等の不用見込み額が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、補正総額は2,250万1,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,149万9,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、診療収入及び繰越金の減額で対処いたしました。

次に、議案第31号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入における保険料、及び歳出における事業費の実績見込みによる減額が主なものであります。

歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書9ページの後期高齢者医療広域連合納付金1,366万4,000円の減額は、被保険者保険料負担金の減額が主なものであります。

10ページの保健事業費548万円の減額は、健康診査委託料及び人間ドック等助成金の不用額が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は、1,938万6,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は9億4,667万9,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから6ページに掲げてありますとおり、後期高齢者医療保険料及び繰入金の減額で対処いたしました。

次に、議案第32号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について申し上げます。

今回は、総務費、介護保険給付費及び地域支援事業費の過不足に伴う補正を計上いたしました。

歳出の主な補正内容を申し上げます。

予算書9ページからの総務費298万1,000円の追加は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用が主なものであります。

11ページからの地域支援事業費797万3,000円の減額は、施設通所型介護予防事業業務委託料、包括的支援事業費における派遣職員給与負担金及び保健師等賃金の不用額並びに任意事業費における自立支援配食時の見守り事業委託料の不用額が主なものであります。

14ページの基金積立金167万4,000円の追加は、介護給付費準備基金への積立金であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、これらの補正総額は331万8,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は65億213万8,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから8ページまでに掲げてありますとおり、支払基金交付金、県支出金の減額などで対処いたしました。

次に、議案第33号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、介護予防計画作成事業費の実績見込みによる不用額を計上いたしました。

歳出の補正内容を申し上げます。

予算書6ページの介護予防サービス計画作成事業費60万円の減額は、地域包括支援システム賃借料の不用額の減額であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正総額は60万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は7,260万2,000円となります。

この財源といたしましては、5ページに掲げてありますとおり、繰入金の減額で対処いたしました。

次に、議案第34号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、簡易水道施設管理費の実績見込みによる減額が主なものであります。

歳出の補正内容を申し上げます。予算書10ページの簡易水道施設管理費254万3,000円の減額は、光熱水費、委託料などの不用額であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は254万3,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は1億1,998万9,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから9ページまでに掲げてありますとおり、繰入金の減額などで対処いたしました。

次に、議案第35号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額を計上いたしました。

歳出の補正内容を申し上げます。

予算書7ページ、総務費の一般管理費169万4,000円の減額は、修繕料及び委託料の不用額であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は169万4,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,012万2,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから6ページまでに掲げてありますとおり、繰入金の減額及び繰越金の追加で対処いたしました。

次に、議案第36号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額及び基金積立金を計上いたしました。

歳出の補正内容を申し上げます。

予算書10ページ、総務費の一般管理費290万円の減額は、消耗品費、修繕料及び公課費の不用額であります。

11ページの基金積立金890万円の追加は、地域下水処理基金への積立金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は600万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,433万5,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから9ページまでに掲げてありますとおり、使用料及び手数料、繰越金の追加などで対処いたしました。

次に、議案第37号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、事業費の実績見込みによる不用額の減額及び基金積立金を計上いたしました。

歳出の補正内容を申し上げます。

予算書8ページの災害共済補償費123万5,000円の減額は、共済見舞金などの不用額であります。

9ページの基金積立金53万6,000円の追加は、農林業労働者災害共済基金への積立金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は69万9,000の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額は134万円となります。

この財源といたしましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、繰入金の減額などで対処いたしました。

次に、議案第38号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出の補正内容を申し上げます。

予算書7ページの都市計画費9万1,000円の追加は、徴収清算金の一般会計への繰出金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は9万1,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は9万3,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから6ページに掲げてありますとおり、諸収入の追加などで対処いたしました。

次に、議案第39号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について申し上げます。

本件は、平成22年12月に議決していただいた、始良市過疎地域自立促進計画の一部を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当該計画の変更にあたっては、あらかじめ、県と協議を行った上で、議会の議決を受けることが、同法に規定されておりますが、県とは既に協議を終えたところであります。

今回の変更は、新規就農者への奨励金を目的とした、新規就農者支援事業及び企業立地に対する補助を目的とした、企業立地促進事業の追加、市道下久徳・船津線、奥之宇都線及び終野線並びに林道松生良久線の事業内容の変更、蒲生弓道場改修工事のための弓道場整備事業の追加並びに当該計画中の「8 地域文化の振興等」に、蒲生のクスの保護を目的とした、蒲生のクス保護増殖事業を追加するものであります。

次に、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件及び議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件については、関連がありますので、一括して申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地と、その他の地域との間における、住民の生活文化水準の著しい格差の是正に資するため策定する総合計画であります。

この計画を策定することにより、辺地債が適用され、元利償還の80%が、地方交付税の基準財政需要額に算入される、有利な事業として捉えております。

今回は、山花地区内及び上名地区内の林道ウツラ線の整備について、山花地区においては、平成28年度から29年度まで事業費1,870万円、また上名地区においては、27年度から29年度まで事業費2,630万円の計画を策定するものであります。

以上、提案をしております議案29件について一括してその概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） ここで、お諮りします。

ただいま提出案件29件について提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は、3月2日、3日の会議で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各案件の処理は、3月2日、3日の会議で処理することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第46、議案第42号 始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

及び

日程第47、議案第43号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を一括議題とします。

各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第42号及び議案第43号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第42号 始良市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件について申し上げます。

公平委員会委員として就任いただいております古城るり子氏が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に山下のみ子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

新たな委員の選考に当たりましては、同法第9条の2の規定に基づき、本市の公平委員会委員として活発な活動が期待でき、かつ、人事行政に関し理解のある方を委員候補とすることを念頭に置き、人選を進めてまいりました。

山下氏は、昭和48年に神奈川大学短期大学を卒業し、翌年4月に鹿児島県庁に入庁以来、熊毛支庁農林水産課や監査委員事務局の課長補佐を歴任され、肉用牛改良研究所次長兼総務課長を最後に、平成25年3月に定年退職されました。

退職後、同年7月に行政書士登録を行い、現在は市内で行政書士事務所を開業しておられます。

このように、地方自治の本旨及び行政事務に理解があり、また人事行政に関し、識見を有することから、中立・公正に審査されることが期待されるとともに、人柄も実直で誠実な方であり、本市の公平委員会委員として最適任者であると確信し、提案するものであります。

次に、議案第43号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件について申し上げます。

現在、保護者代表の教育委員としてご活躍いただいております三月田淳子氏が、本年5月13日をもって任期満了となりますので、後任に百武美津代氏を教育委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

新たな教育委員の選考に当たりましては、同法第4条の規定に基づき、本市の教育委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、同項で義務づけられている保護者委員を委員候補とすることを念頭に置き、人選を進めてまいりました。

百武氏は、現在、蒲生中学校区で学校教育活動を充実させるために、学校と地域ボランティアの連絡・調整を役割とするスクール・サポート・ボランティア・コーディネーターとして、昨年5月からご活躍いただいている傍ら、大楠ちびっこ園のPTA副会長や、蒲生中学校のPTA総務部長を務め、PTA活動では中心的な役割を担うとともに、学校経営等にも貢献されてこられました。さらに、子どもたちの登下校の安全確保のため、約9年間にわたって立哨指導も続けてこられました。

これらの理由により、保護者を代表する視点から、本市の教育行政に対し、情熱を持って取り組んでいただけるものと確信し、その人格・識見ともに本市教育委員として最適任者であると考え、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、一括で行います。質疑はありませんか。

○7番（神村次郎君） 議案第42号公平委員会委員の選任についてであります。今この履歴を参考に見させていただいておりますが、県庁で課長などの管理職の経験はおありですが、公平委員会というのは労働行政がかなりの重みを置く委員会です。この労働行政に携わったことがあられるのか、例えば県庁でしたら昔、労政課というのがありました。これは、労働問題を専門とする課がたしかありましたよね、そんな課におられた経験があるのか、そういった労働行政に詳しい経験があらられる方なのかお伺いします。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

私のほうが、市長の命を受けて直接お会いしてお話を伺ったところでございますが、その直接の労働行政にかかわる職種にはついてはいらっしゃらなかったというふうに聞いております。

以上です。

○7番（神村次郎君） 労働行政にちょっと詳しくないと、私、これ、できないと思うんですよね。地方自治法の202条の第2項、これには「地方公務員により、定められた職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務とする行政委員会」と書いてある。

それから、地公法を見ると地公法の8条です。地方公務員法ですが、「人事委員会又は公平委員会の権限」というのがあります。人事委員会と公平委員会と分けて書いてあります。

公平委員会は、次に掲げる事務を処理をする。「職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を執ること。」次に、「職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。」「前2に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。」「前3項に掲げるもののほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務」ということで書いてあります。

働く人たちが保護をされるための公平委員会なんですね、言いかえると、まあ、地方公務員法の問題がありますが、地方公務員、労働基本権がありません。その代償措置として、ある自治体にある義務づけられた委員会なんです。

記憶に新しいと思うんですが、阿久根市で前市長のときに、いろいろ相当、全国的にも注目をされた争議がありました。このときに大きな役割を果たしたのは、これ公平委員会なんです。そういう意味で、どのような選考をされたのかお聞かせください。

○総務部長（小川博文君） ただいま、議員のほうからもございましたけども、この公平委員会につきましては、法的なものとしまして雇用者側あるいは労働者側双方を代表する委員の方を選任するというようなものではないのではないかと考えております。当然、中立公正な立場で、そういう職員のほうから不服申し立て等が来たときに、専門的な立場から中立公平に採決をしていくと、い

うようなものではないかというふうに考えているところでございます。

今回、選任した中では私もお会いしたところでは、非常に人格高潔な温厚な感じの方で、行政事務にも非常に理解がございまして、労使双方の立場から中立公平な裁定ができる方ではないかと、いうふうに認識を持ったところでございます。

特に専門的にどうこうというものが必要かと言われるすと、他市の状況を見ましてもいろんな手法で選任しておりますけれども、労使双方というようなことでは、選任はないように考えておりますので、今回、この方ということでご提案したところでございます。

以上です。

○7番（神村次郎君） もちろん、公平委員会ですから全く市長から独立した機関ですね、そこら辺はおわかりだと思うんですが、労働者を保護するという立場で設けられた公平委員会なんです。もちろん、裁きをするときには、公平中立、そら、もう当たり前の話です。

だから、職員の任免ですね、懲戒などの人事権に関する問題も取り扱うわけで、任命権者から独立した専門機関なんです。専門的にはないとおっしゃいますが、専門的な機関なんです。ある程度知識がないとだめなんです。

組合の経験があったって、それぐらいでは、ちょっと弱い感じがします。

終わります。

○議長（湯之原一郎君） 答弁はありませんか。

○7番（神村次郎君） いいです。

○議長（湯之原一郎君） はい。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案43号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。したがって、議案第42号及び議案43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論行います。

まず、議案第42号について討論行います。討論はありませんか。

○7番（神村次郎君） 選任をするに当たって、選任をする側が労働問題について専門的でない、そういう話もありました。僕は、専門的な機関だと思っています。

選任のあり方について、私はもっとやっぱり、当局として研究すべきだと思う。

○議長（湯之原一郎君） 次に、本件に賛成者の討論を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第42号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（湯之原一郎君） ただいまの出席議員は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に渡邊理慧議員と堀広子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（湯之原一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

それでは、賛否を記載ください。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 峯下 洋議員 | 2番 萩原哲郎議員 |
| 3番 新福愛子議員 | 4番 竹下日出志議員 |
| 5番 堂森忠夫議員 | 6番 谷口義文議員 |
| 7番 神村次郎議員 | 8番 田口幸一議員 |
| 9番 犬伏浩幸議員 | 10番 本村良治議員 |
| 11番 小山田邦弘議員 | 12番 森 弘道議員 |
| 13番 渡邊理慧議員 | 14番 堀 広子議員 |
| 15番 東馬場 弘議員 | 16番 法元隆男議員 |

- | | |
|------------|------------|
| 17番 和田里志議員 | 18番 森川和美議員 |
| 19番 吉村賢一議員 | 20番 鈴木俊二議員 |
| 21番 湯元秀誠議員 | 22番 上村 親議員 |
| 23番 湯川逸郎議員 | |

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。渡邊議員、堀議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（湯之原一郎君） 開票結果を報告します。

投票総数 23票

有効投票 22票

無効投票 1票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 9票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第42号は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。ただいまの出席議員は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に東馬場弘議員と法元隆男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（湯之原一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

それでは、賛否を記載ください。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 峯下 洋議員 | 2番 萩原哲郎議員 |
| 3番 新福愛子議員 | 4番 竹下日出志議員 |
| 5番 堂森忠夫議員 | 6番 谷口義文議員 |

退職後は、始良教育事務所社会教育指導員として青少年の健全育成やPTA運営の指導助言に積極的に取り組み、また学習専門員、天文指導員として生涯教育の向上に尽力されました。

次に、諮問第2号の久保山靖氏についても、本年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、同氏を委員候補者として推薦するものであります。

久保山氏は、旧蒲生町役場での行政職31年間の経験を生かし、現在は行政書士として活躍され、また、福祉関係の事業を展開し、高齢者の在宅介護や障がい者への支援など福祉の分野にも積極的に取り組まれております。

両氏とも人権擁護委員としてその経験をいかんなく発揮し、さまざまな相談に精力的に取り組まれ、相談者からも信頼されております。

さらに、人柄は温厚誠実で識見も高く、広く社会の実情にも精通されており、今後もその職務を十分に遂行できる最適任者と認め諮問するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） 今、提案がありましたこのお二人は、人格、識見とも申し分ないと思うんですが、ないと思います。考えます。

それで、2人とも再任という提案でございますけど、この人権擁護委員というのは年間ですか、一月にどれぐらい相談、出会されるものか、それと、その年間の相談の内容とか、それがどういうふうになさばかっているのか、そこをお尋ねいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、人権擁護委員の活動内容でございますけれども、まず相談件数から申し上げますと、川野氏の場合、これまでの実績でございますが、年間に約平均9回の内容、それから、その他の研修、人権の啓発活動、そういうもの、例えば、小学校における人権の花運動とかそういう啓発活動をされておりますけれども、それが年間に約40回というような形で実績としてはあります。

久保山氏についても、ほぼ同様の内容になっております。

それから、人権擁護委員の相談の内容ですけれども、最近の相談内容というのは複雑多様化しております。一例申し上げますと、家庭関係、例えば、異性の暴力とかそういう関係、それから金銭関係、それから婚姻、離婚、それから相続、土地の関係そういうもので非常に多様化しているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。全員協議会開きますので、議員控室にお集まりください。

(午後 1 時59分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時09分開議)

○議長(湯之原一郎君) ただいま開会いたしました全員協議会で、諮問第 1 号と諮問第 2 号の意見がまとまりましたので、お手元に配付しました意見のとおり、適任者と認めると答申したいと思いを。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号と諮問第 2 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 日程第50、発議第 1 号 始良市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

○議長(湯之原一郎君) お諮りします。ただいま議題となっております発議第 1 号は、会議規則第37 条 3 項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。

発議第 1 号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 東馬場弘議員、登壇ください。

○15番(東馬場 弘君) 登壇

○議長(湯之原一郎君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。

東馬場弘議員、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

○議長(湯之原一郎君) これから、発議第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号 始良市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月2日午後2時から開きます。

(午後2時12分散会)